議案第６号

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会
負担金納付規程の一部改正について（案）

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程を、次のとおり改正することについて、総会の承認を求める。

１．改定内容

前	後
第１条 広島県薬剤師会保険薬局部会（以下「本部会」という。）は本部会規程第５条に定めるところにより、本規程による負担金を保険薬局部会員（以下「本部会員」という。）は納付する。	第１条 広島県薬剤師会保険薬局部会規程第５条の負担金は、本規程で定めるものとする。
第２条 本部会員の納付する負担金は、次のとおりとする。	第２条 保険薬局部会員（以下「本部会員」という。）の納付する負担金は、次のとおりとする。

２．理由

文言の修正のため。

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程（案）

第１条　**広島県薬剤師会保険薬局部会規程第５条の負担金は、本規程で定めるものとする。**

第２条　**保険薬局部会員（以下「本部会員」という。）の納付する負担金は、次のとおりとする。**

ランク	１月あたり 枚　　数	**１月あたりの 算定基準額**	**年間算定基準額**	年間負担金
A	0～　100枚	475円	5,700円	2,850円
B	101～　200	665	7,980	3,990
C	201～　300	1,520	18,240	9,120
D	301～　400	2,565	30,780	15,390
E	401～　500	3,800	45,600	22,800
F	501～　600	5,225	62,700	31,350
G	601～　700	6,840	82,080	41,040
H	701～　800	8,645	103,740	51,870
I	801～　900	10,640	127,680	63,840
J	901～1,000	12,825	153,900	76,950
K	1,001～1,500	14,250	171,000	85,500
L	1,501～	19,000	228,000	114,000

第３条　部会長は，毎会計年度の当初において各地域薬剤師会に対し，負担金の割当額を通知しなければならない。

２　割当額は、各地域薬剤師会所属の本部会員の当該会計年度の前年１月から１２月までの、処方せん取り扱い枚数により算出した額とする。

３　負担金対象期間から本部会員となった本部会員の負担金の計算については、その期間（加入後、締切月まで）の処方せん総枚数を本部会員としての期間（月数）で除した枚数をもって算出した額とする。

４　本部会員が当年１月から当年３月までの間に退会した場合、負担金の納入を免除するものとする。

第４条　負担金は、各地域薬剤師会が本部会員から取り纏めて期日までに本部会に納付するものとする。

第５条　納入した負担金は、その理由の如何にかかわらず返還しない。

第６条　この規程の改正は、総会の決議を経なければならない。

附　則

１　この規程は、平成２８年３月２７日に制定し、平成２７年４月１日から適用する。

２　広島県薬剤師会保険薬局部会会費賦課納付規程は廃止する。

附　則

この規程は、平成２９年３月２６日に一部改正し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２９年６月１８日に一部改正し、平成３０年４月１日から適用する。